

○草津市健康づくり推進協議会設置条例施行規則

昭和56年4月1日

規則第18号

改正 昭和59年3月31日規則第40号

昭和60年7月1日規則第26号

平成4年3月25日規則第14号

平成16年4月1日規則第17号

平成18年3月31日規則第23号

平成21年4月1日規則第8号

平成25年4月1日規則第36号

(趣旨)

第1条 この規則は、草津市健康づくり推進協議会設置条例（昭和56年草津市条例第14号）第7条の規定に基づき、草津市健康づくり推進協議会（以下「協議会」という。）の組織および運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長および副会長)

第2条 協議会に会長および副会長を置く。

- 2 会長および副会長は、委員の互選によりこれを定める。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときまたは会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第3条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。ただし、会長および副会長がともに不在の場合は、市長が招集する。

- 2 会長は、会議の議長となる。

(定足数および議決の方法)

第4条 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

- 2 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第5条 会長は、必要と認めるときは、専門的知識を持つ者または関係人を会議に出席させ、説明または意見を聴くことができる。

(守秘義務)

第6条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(専門部会の会議等)

第7条 第2条から前条までの規定は、専門部会について準用する。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、健康福祉部健康増進課において処理する。

(その他)

第9条 この規則に定めるもののほか協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

付 則 (昭和59年3月31日規則第40号)

この規則は、昭和59年4月1日から施行する。

付 則 (昭和60年7月1日規則第26号)

この規則は、昭和60年7月1日から施行する。

付 則 (平成4年3月25日規則第14号)

この規則は、平成4年4月1日から施行する。

付 則 (平成16年4月1日規則第17号) 抄

1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。

付 則 (平成18年3月31日規則第23号) 抄

1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

付 則 (平成21年4月1日規則第8号) 抄

1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。

付 則 (平成25年4月1日規則第36号)

この規則は、平成25年4月1日から施行する。